

平成二十三年総務省令第五十二号による改正前の地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年九月八日自治省令第二十号）（抄）

第四章 共済会

（資金の運用）

第十四条 地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）の業務上の余裕金は、次に掲げる方法により運用するものとする。

一 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）第一条第一項に規定する金融機関への預金又は郵便貯金

二 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の許可を受けた同項に規定する金融機関をいう。）への信託

三 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他確実と認められる有価証券の取得

四 不動産の取得

五 地方議会議員を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

2 前項第二号の規定による信託の終了又は一部の解約により共済会に帰属することとなる信託財産（金銭を除く。）は、直ちに、同号に掲げる方法により運用しなければならない。

3 共済会は、その業務上の余裕金を第一項第二号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）、同項第三号に規定する有価証券（国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。）の取得、同項第四号に掲げる不動産の取得又は同項第五号に掲げる保険料の

払込み（総務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用しようとする場合には、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

〔運用方針〕

第三項

「総務大臣の承認」については、事業計画及び予算の作成又は変更のつどこれを受けるものとする。

（会計組織）

第十五条の二 共済会の経理は、共済会を単位として設ける会計単位及び共済会の行なう業務の種類ごとに設ける経理単位に区分して行なうものとする。

2 前項の経理単位は、次の各号に掲げる経理単位とし、各経理単位においては、当該各号に規定する取引を経理するものとする。

一 給付経理 法第一百五十八条に規定する給付に関する取引

二 業務経理 法第六十七条第三項に規定する共済会の事務に関する取引

（給付経理の資産の構成割合）

第十五条の三 共済会が保有する給付経理の現金、預金、貯金、信託、有価証券及び生命保険の価額は、常時、当該経理の資産の総額に対し、十分の九を乗じて得た額以上でなければならない。

2 前項の規定の適用については、株式及び証券投資信託の受益証券の価額は、給付経理の資産の総額に十分の一を乗じて得た価額に相当する価額以内でなければならない。

3 第一項に掲げる資産の構成割合が当該資産の価額の変動その他共済会の意思に基づかない理由により、前二項に規定する割合と異なることとなった場合には、共済会は、前二項の規定にかかわらず、その異なることとなった割合によることができる。この場合において、共済会は、前二項の趣

旨に従つて、できる限りすみやかにその割合を改めなければならない。

(事業報告書)

第十六条 共済会の会長は、毎事業年度末日現在における総務大臣が別に定める様式による事業報告書を作成し、これを総務大臣に提出しなければならない。

(地方公共団体の報告等)

第十六条の三 地方公共団体は、毎月における地方議会議員の数、報酬並びに掛金及び特別掛金に関する報告を、翌月五日までに共済会に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告の内容については、共済会の定款の定めるところによる。

3 地方公共団体は、令第七十二条第六号に規定する給付金その他地方議会議員に係る支払金の送付を受けたときは、遅滞なく、これを受領すべき者に支払わなければならない。

(準用規定)

第十六条の四 共済会の財務については、この章に規定するもののほか、施行規程第二章第二節（第四条から第六条まで、第七条第二項及び第三項、第十一条、第十二条、第十三条第二項、第十四条、第十四条の二、第二十五条第六号から第十二号まで、第二十六条第二項第七号、第三十七条第一号から第三号まで、第四十八条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号、第五十四条第一項第二号、第三号及び第六号、第五十五条、第五十六条、第六十二条第二項、第六十三条第二項、第六十五条第一項、第二項、第四項及び第五項、第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項、第八十一条、第八十三条第一号、第八十七条並びに第八十八条を除く。）、附則第二条の三第一項及び附則第三条の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲

げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|--------|-------------|
| 第七条第一項 | 組合 | 共済会 |
| | 長期経理 | 給付経理 |
| | 定款で定める | 総務大臣の承認を受けた |
| | 組合員数 | 地方議会議員の数 |
| 第八条 | 組合の理事長 | 共済会の会長 |
| | 組合 | 共済会 |
| 第九条 第十条 第十八条第一項 第十九条 第二十条第一項 第二十五条第二号 第四十八条第一項 第六号 第五十七条 第六十九条第二項 第七十条第二号及 び第三号 第七十八条 第八十六条第一項 | 組合 | 共済会 |
| 第十三条第一項 第二十五条第四号 第二十六条第二項 第六号 | 長期経理 | 給付経理 |

| | | |
|---|--|--------------|
| 第十五条 第十六条 第三十二条第一項 | 組合 主務大臣 | 共済会 総務大臣 |
| 第十七条第一項 | 組合の業務に従事する者 (法第十八条第一項の規定により組合の業務に従事する者及び法第四百四十一条第一項に規定する組合役職員(役員を除く。)に限る。以下同じ。) | 共済会の業務に従事する者 |
| 第十七条第二項 第十八条第二項 第二十条第二項 第二十一条 第二十二条 第二十三条第一項 第二十七条 第三十六条第三項 第三十七条第五号 第三十九条第一項及び第二項 第五十条 第五十一条 第五十三条第一項 第十一号 第五十四条第一項 第七号 | 組合の理事長 | 共済会の会長 |

| | | |
|--|-------------|-----------------------------|
| 第六十八条 第七十条第四号 第七十一条 第七十三条第三項 及び第五項 第七十四条第一項 第七十五条第一項 第七十六条第一項 第七十七条第一項 | | |
| 第二十条 第六十一条 | 単位所属所以外の所属所 | 共済会の定款で定めるところにより設けられる従たる事務所 |
| 第二十三条第二項 第三十二条第二項 第四十八条第一項 第八号 第五十三条第三項 第五十四条第二項 第五十四条の二第二項 第五十八条第三項 | 組合の理事長 | 共済会の会長 |
| | 主務大臣 | 総務大臣 |
| 第二十四条 | 組合の理事長 | 共済会の会長 |

| | | |
|---|--------------------------|--|
| | 前事業年度二月末日までに作成しなければならない。 | 作成し、代議員会の議決を経て、前事業年度二月末日までに、これを総務大臣に提出しなければならない。 |
| 第二十五条第一号 | 組合 | 共済会 |
| | 組合員の数、給料額及び被扶養者数 | 地方議会議員の数及び標準報酬月額 |
| 第二十五条第三号 | 短期経理及び長期経理 | 給付経理 |
| | 給料 | 標準報酬月額 |
| 第二十五条第十三号 第二十六条第二項第九号 第五十二条第二項 第五十四条の三 第八十四条第二項 第八十六条第二項 | 主務大臣 | 総務大臣 |
| 第二十六条第二項第一号 | 法第二十三条第一項 | 法第一百五十六条の五ただし書 |
| 第二十六条第二項第二号 | 法第二十五条 | 法第一百五十七条 |
| | 主務大臣 | 総務大臣 |
| 第二十六条第二項第四号 | 業務経理及び福祉経理 | 業務経理 |

| | | |
|-----------------|--|---------------------------------|
| 第二十六条第二項 第五号 | 法第十三条第四項 | 法第六十七条第四項 |
| | 組合 | 共済会 |
| | 組合員 | 地方議会議員 |
| 第三十条第一項第 九号 | 国、地方公共団体又は他 の組合 | 国又は地方公共団体 |
| 第三十四条 | 国、地方公共団体若しく は他の組合 | 国若しくは地方公共団体 |
| 第四十八条第一項 第二号 | 組合員 | 地方議会議員 |
| 第五十四条の二第 一項 | 組合 | 共済会 |
| | 組合の理事長 | 共済会の会長 |
| | 主務大臣 | 総務大臣 |
| 第五十八条第二項 | 別表第一号表による。 ただし、指定経理の勘定 科目については、主務大 臣が別に定めるところに よる。 | 総務大臣が定めるところ による。 |
| 第六十二条第一項 | 補助簿を備え | 補助簿を備え、それぞれ 勘定科目ごとに口座を設 け |
| 第六十三条第一項 | 本部元帳、支部元帳及び 所属所元帳並びにこれら | 元帳及び補助簿の記入 は、伝票又は日記帳に基 |

| | | |
|------------------|---|---------------|
| | の補助簿の記入は、伝票又は日記帳に基づいて行ない、総勘定元帳及び支部総勘定元帳の記入は、決算整理に関するものを除くほか、第六十五条の規定により提出される出納計算表に基づいて行なうものとする。 | づいて行なうものとする。 |
| 第六十五条第三項 | 都職員共済組合及び指定都市職員共済組合（以下「都職員共済組合等」という。） | 共済会 |
| | 理事長 | 会長 |
| 第六十六条第三項 | 都職員共済組合等 | 共済会 |
| | 理事長 | 会長 |
| 第六十七条第一項 | 同条第三項 | 法第一百五十六条の四第三項 |
| 第六十七条第二項第一号及び第三号 | 組合 | 共済会 |
| 第六十七条第三項第一号 | 組合 | 共済会 |
| | 運営審議会又は組合会 | 代議員会 |

| | | |
|----------------------|---|------------------------|
| 第六十七条第三項 第三号及び第四号 | 組合 | 共済会 |
| 第六十七条の二 | 法第二十二条第三項 | 法第一百五十六条の四第三項 |
| | 地方職員共済組合等にあつては官報により、都職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては都道府県の公報により、指定都市職員共済組合にあつては指定都市の公報 | 官報 |
| 第六十七条の三 | 法第二十二条第三項に規定する主務省令 | 法第一百五十六条の四第三項に規定する総務省令 |
| 第七十二条第三項 | 長期経理 | 給付経理 |
| | 主務大臣 | 総務大臣 |
| 第八十二条 第八十五条 | 業務経理又は福祉経理 | 業務経理 |
| 第八十三条 | 短期経理及び長期経理 | 給付経理 |
| | 長期経理 | 給付経理 |
| | 長期給付 | 給付 |
| | 組合の理事長 | 共済会の会長 |

| | | |
|------------|----------------|----------|
| 附則第二条の三第一項 | 組合 | 共済会 |
| | 長期経理 | 給付経理 |
| | 組合員数 | 地方議会議員の数 |
| | 主務大臣 | 総務大臣 |
| 附則第三条の三 | 長期経理 | 給付経理 |
| | 長期給付事業 | 給付事業 |
| | 主務大臣が総務大臣と協議して | 総務大臣が |

2 前項において準用する施行規程第二章第二節の規定の適用については、これらの規定中施行規程別紙様式に定める様式によることとされているものは、総務大臣の定める様式によるものとする。

第十六条の五 施行規程第百六十五条の規定は共済会の書類の保存期限について、施行規程第百六十八条から第百七十一条までの規定は共済会の監査について、施行規程第百七十三条の二（第一項第二号を除く。）の規定は共済会の印鑑の提出について、施行規程第百七十四条の規定（第一項第三号を除く。）は共済会に対する請求書等の証明について準用する。この場合において、施行規程第百六十五条中「組合」とあるのは「共済会」と、「長期給付」とあるのは「給付」と、「運営規則」とあるのは「共済会の規則」と、施行規程第百六十八条から第百七十条までの規定中「法第百四十四条の二十七第四項」とあるのは「法第百七十条第三項」と、施行規程第百七十一条中「組合の理事長」とあるのは「共済会の会長」と、「組合」とあるのは「共済会」と、施行規程第百七十三条の二中「組合」とあるのは「共済会」と

と、「理事長」とあるのは「会長」と、「地方職員共済組合等及び都職員共済組合等」とあるのは「共済会」と、「主務大臣」とあるのは「総務大臣」と、施行規程第七十四条中「組合員」とあるのは「地方議会議員」と、「組合」とあるのは「共済会」と、「所属機関の長」とあるのは「地方公共団体の議会の議長」と、「障害共済年金」とあり、及び「障害年金」とあるのは「公務傷病年金」と読み替えるものとする。

- 2 前条第二項の規定は、前項において準用する施行規程第六十九条第一項の規定を適用する場合について準用する。

(市町村の廃置分合等に伴う共済会の権利義務の承継)

第十七条 市町村の廃置分合その他これに準ずる処分(以下本条において「廃置分合等」という。)により町村が市となつた場合においては、当該廃置分合等があつた日の属する月の翌月(当該廃置分合等があつた日が月の初日であるときは、その月)以降分の当該市となつた町村の議会の議員に係る町村議会議員共済会の共済給付金の支給に関する権利義務は、市議会議員共済会が引き継ぐものとする。

- 2 前項の場合においては、町村議会議員共済会は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日における当該共済会の給付経理に属する資産の総額に、当該廃置分合等があつた日の前日までの間の当該市となつた町村の議会の議員に係る掛金の総額を当該共済会を組織するすべての町村の議会の議員に係る掛金の総額で除して得た割合を乗じて得た額に相当する金額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)を市議会議員共済会に移換するものとする。

- 一 廃置分合等が事業年度の初日から九月末日までの間に行なわれた場合
当該事業年度の九月末日
- 二 廃置分合等が十月一日から事業年度の末日までの間に行なわれた場合
当該事業年度の末日

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和三十七年十二月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(他の命令の廃止)

第二条 次に掲げる命令は、廃止する。

- 一 市町村職員共済組合法施行規則（昭和三十九年総理府令第九十号）
- 二 市町村職員共済組合理理規則（昭和三十九年総理府令第九十一号）
- 三 町村職員恩給組合法施行規則（昭和三十一年総理府令第七十八号）
- 四 地方議会議員互助年金法施行規則（昭和三十六年自治省令第十四号）

附 則

(昭和四十七年三月二十八日自治省令第二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(給付經理の資産の構成割合の特例)

第二条 共済会は、地方公務員等共済組合法施行規則第十五条の三第一項の規定にかかわらず、当分の間、自治大臣の承認を受けて、その保有する給付經理の現金、預金、貯金、金銭信託、有価証券及び生命保険の価額を当該經理の資産の総額の十分の九に相当する価額以下とすることができる。

2 前項の自治大臣の承認は、毎事業年度、事業計画を作成する前に、これを受けなければならない。